

松寄明氏『週刊現代』裁判控訴審判決 名誉毀損を認めつつ、第一審賠償額を減額!

10月27日、東京高等裁判所は、J R 総連前特別顧問松寄明氏が名誉毀損で訴えていた『週刊現代』裁判控訴審で、講談社・西岡研介記者に、第一審判決の損害賠償額を変更・減額した330万円の支払いを命ずる判決を言い渡しました。この判決は、名誉毀損を認めたとはいえ、その内容は全く不当なものであると言わざるを得ません。まさに、政治弾圧を尻押しする内容です。

『週刊現代』は、2006年7月～翌年1月まで、24週間にもわたり、J R 総連・J R 東労組＝テロリストキャンペーンを繰り返しました。松寄氏は、2006年10月講談社と西岡研介記者を提訴、東京地方裁判所は昨年10月26日、550万円の支払いを命じました。しかし、謝罪広告などが認められなかったため控訴していました。

今回の判決で、東京高等裁判所は、賠償金額を大幅に下げた上、本来、記事を掲載した被告側（講談社）が証拠を立証しなければならないものを、原告側（松寄氏）に立証を求めるなど、前代未聞の判決を下したのです。たとえば「革マル派の最高幹部ではない」という証拠や、「組合財産を横領した事実はない」という証拠が無いとして、西岡記者が警察情報を真実と判断したことはやむを得ない、としたのです。東京高等裁判所は、証拠主義の裁判の道を大きく外れ、悪意を持った判断を下したのです。公平な立場とは言いがたい判断です。J R 総連・J R 東労組は、記者会見と裁判報告集会を開催し、これらの不当性を訴えました。

政治弾圧を尻押しする不当判決！
訴えた側に立証説明を求める本末転倒！